基金募集のご案内

私たち一般社団法人水辺ラボは、「 β 本町橋」(大阪市中央区本町橋 4-8)を拠点とし、2021 年 8 月の開業より 20 年間、東横堀緑道と河川を使いこなし、水辺×まち×人の関わりをもっと豊かにできるような、水辺のまちづくり活動を行っていきます。

この地域に暮らす人・働く人などあらゆる人々と、東横堀川界隈の日常をアップデートしていく活動を行い継続するには、利益追求を目的としない組織が適切と考え、非営利型の一般社団法人としました。その基礎的な財産基盤が『基金』というしくみです。

この度、一般社団法人水辺ラボ 定款第23条及び一般社団法人法第131条に基づき、下記のとおり基金を募集いたします。東横堀川界隈のこれからのまちと水辺の未来をつくっていくために、何卒お力添えをお願いいたします。

基金の概要

○法人の名称 一般社団法人水辺ラボ

○基金の目的 本法人の財産的基礎を成し、運営基盤の強化することを目的とする。

○基金募集計画

(1)基金募集予定額 600 万円 (120 口)

(2)基金1口あたりの額 50,000円

(3)基金の拠出上限額 無制限

(4)基金募集期間及び基金引受申込書(別紙)の受付期間: 2024年6月1日~

2025年3月31日迄

(5)基金引受申込書の提出先 一般社団法人水辺ラボ

(6)基金拠出者告知 2024 年 6 月 1 日に告知

(7)基金払込予定期間 2024年6月1日~2025年3月31日迄

○基金払込みの取扱場所

[振込先] paypay銀行 ビジネス営業部

普 通 口座番号3704140

口 座 名 義 一般社団法人水辺ラボ

※尚、振込手数料は引受人負担とする。

一般社団法人水辺ラボでは、基金に関する規定を次のとおり定款に定めています。

第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第23条 本法人は、基金を引き受けるものの募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第24条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還手続)

第25条 基金拠出者に変換する基金の総額については、定時社員総会の決議の上、一般法人第141条第2項に規定する限度額の範囲で行うものとする。

基金について

- ○基金とは、一般社団法人に認められた拠出金のことで、その基礎財産となるものです。
- ○基金は一定の要件や合意のもとに返還義務を負います。
- ○基金は完全に法人の財産となるわけではなく、解散時には拠出者に返還されます。

水辺ラボメンバーより皆様へ

私たちは、この度の基金募集へのお申し込みを、地域の応援、家族の応援、仲間の応援として しっかりと受け取り、20年間東横堀川のまちづくりに取り組んでいきます。

多大なるご支援に対し、心より感謝を申し上げます。

お問い合わせ 一般社団法人水辺ラボ 担当:廣井

住所:大阪市中央区本町橋4-8

Mail: contact@hommachibashi.jp

電話:06-7504-1846

基金引受申込書

申込日 年 月 日

一般社団法人水辺ラボ 代表理事 杉本容子 殿

貴法人の趣旨に賛同し、基金の提供を引受けいたします。

ふりがな	
お名前	
法人・団体名義でのお申し込みの場合、法人・団体	
名と、ご担当者様のお名前をご記入ください。	
基金口数・金額	
	口 円
お振込み予定日	
ご住所	
電話番号	
メールアドレス	
ホームページへの掲載の可否	(掲載希望名をご記入ください)
□ 可 ・ □ 不可	

個人情報の取り扱いについて

基金拠出に際しお預かりした個人情報は、当法人の運営上必要な連絡・案内に使用させていただきます。 当法人は個人情報保護法に基づき皆様よりお預かりした個人情報を適切に管理し、目的外の使用のために 第三者に提供することはありません。

基金引受に関する承諾事項

基金引受に関し、以下の事項を承諾します。

- (1) 基金には利息がつかないこと
- (2) 基金の返還を請求する場合には、返還方法及び返還時期などの返還に関するすべての取扱について 社員総会の決議に従うこと
- (3) 基金返還請求権の全部または一部を第三者に譲渡する場合には、一般社団法人水辺ラボの承認が必要となること